

## 5章 景観保全の仕組みづくり

### 5.1 河川空間利用による河川景観の魅力の向上

人は昔から河川空間を様々に利用してきた。人里近くを流れる河川の景観には多かれ少なかれ人の姿があった。また、こうして人が利用することにより、河川空間は適度に整備、維持管理されて、地域の姿に調和した良好な河川景観が保全されてきた。

一方、近年、過密化した都市域における空間の代替として、河川敷に整備されている運動場等は、必ずしも河川空間に存在する必要は無いものであり、利用の便のみを重視して過度に人工化される等、河川空間の特性とは調和しない整備となることが多く、その河川らしい景観を阻害する要因ともなっている場合がある。また、利用者の増加や無秩序な利用による生態系の攪乱やゴミ等の不法投棄、利便施設の劣化等の問題点も生じている。

河川景観を保全し、また、その魅力を向上させるためには、その河川の特性や地域の特性に応じた、適切な河川空間利用を促進することが大切である。

また、利用空間を整備するだけでなく、適切な利用が維持・促進されるためのプログラム作りやルール作り、あるいは利用の担い手を育むこと等の施策を展開するように努めることが大切である。

水辺空間は、散策や洗い物等による生活の場、人々が集い、語り合う賑わいの場、子供たちの遊びや学びの場等として、人々が日常的に河川を利用することで、いきいきとした魅力ある景観となる。また、河川は、花火大会、お祭り、イベント等非日常的な営みの場、カヌーや観光等のレクリエーションが繰り広げられる場でもあり、「ハレとケ」（民俗学や人類学において、ハレ（晴れ）は「非日常」、ケ（褻）は「日常」を表す）が混在する空間である。このように人々に利用される水辺の景観は、その地域の風物詩であり、地域の文化を形成している。

適切な水辺空間利用の促進により河川景観の魅力を向上させるためには、例えば以下のような点に留意することが大切であるが、地域の特性や自然環境を踏まえ、活用一辺倒の整備とならないよう配慮することが必要である。

- 地域の歴史・文化や自然環境、河川周辺のまちづくりと調和した利用空間の設定
- カヌーや観光等、河川を活用したレクリエーションの場としての利用空間の設定
- 公的空間としての自由使用の原則に則り、特定の利用者に偏重しない利用空間づくり
- 高齢者や子ども、障害者等、誰もが安全・快適に利用できるユニバーサルデザイン
- 河川景観と調和した空間設計・施設設計
- 利用空間への自由で安全なアプローチの確保
- 公共的な管理の仕組みも含めた維持管理の体制づくり
- 水辺空間の適切な利用を維持・促進するためのプログラムづくり・ルールづくり
- 環境教育・安全教育等を通じた利用者の意識向上・啓発

### 【事例】集いの場の創出～水辺のオープンカフェ（広島県・京橋川<sup>きょうぼしがわ</sup>）

広島市を流れる京橋川では、水辺と市街地が直接面している特徴を活かした水辺のオープンカフェの営業が行われている。これは河川敷地占用許可準則に関する特例措置適用区域の指定にもとづく社会実験として、河川周辺の事業者が所有地と地先の河岸緑地を一体的に利用して営業する地先利用型と、一般公募により選定された事業者が河岸緑地の定められた区画に店舗を常設する独立店舗型の2つの方式で実施されている。独立店舗型は全国初の試みでもある。



京橋川オープンカフェ  
提供：中国地方整備局

### 【事例】誰もが安心して利用できる場の整備～福祉の川づくり（東京都・埼玉県・荒川<sup>あらかわ</sup>）

荒川は首都圏の貴重なオープンスペースとして日常的に多くの人に利用されているほか、災害時の広域避難場所にも指定されている。

しかし、実際に荒川を利用しようとすると、高さ10mにもおよぶ堤防や急な坂路等を移動しなければならず、高齢者や障害者には利用しづらいものとなっている。

このため、すべての人にやさしい荒川を目指して、「福祉の荒川づくり計画」をとりまとめ、生活や交流の場等として活用しやすい「仕組み・人・雰囲気づくり」や誰もが安心して利用できる「施設づくり」等、様々な取り組みが進められてきている。また、こうした取り組みを通じて得られた知見をもとに、河川のスロープ、階段、トイレ、水飲み場等の設計にあたっての技術的基準をとりまとめ、「福祉の荒川づくり 設計のてびき」が作成されている。



車いすでも利用しやすい勾配が軽いスロープ



段差のないトイレ（洪水時には撤去可能な構造）

出典：荒川下流河川事務所HP

【事例】流域を結ぶカヌー下り～カヌーポートの整備（北海道・天塩川）

河口から 158km 上流まで堰等の河川を横断する工作物が設置されていない天塩川では、上流から河口までカヌーで下るレース「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」が毎年開催される等、カヌー利用が盛んである。天塩川では急増しているカヌー利用者に配慮し、各地にカヌーの発着所（カヌーポート）の整備が進められている。

また天塩川では、流域の 8 市町村により、河川環境の保全や河川の防災、洪水時の情報提供等を目的とする NPO 法人「天塩川リバーネット 21」が設立されている。

こうした地域の取り組みや熱意が評価され、天塩川は、次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産の中から北海道民全体としての宝物として選ばれる「北海道遺産」に選定されている。



天塩川温泉付近のカヌーポート

出典：旭川開発建設部 HP

【事例】桜の水辺をつなぐ～ふるさと桜づつみ回廊（兵庫県）

河川を身近な自然として愛し、安全で美しい県土を創出するとともに、桜の木を「植える」、「世話をする」という活動を通じて、地域交流を深めてもらいたいという願いを込めて、兵庫県県土整備部（整備当時は土木部）が平成 3 年度から 12 年度の 10 年間をかけて、瀬戸内海から日本海を結ぶ延長約 170km の河川沿い（武庫川～篠山川～加古川上流～円山川）を約 5 万本の桜でつなぐ「ふるさと桜づつみ回廊」を整備した。これとあわせて、回廊上に地域住民の憩いの場、地域間交流の拠点として、「さくらの名所」を 3 ヲ所（「たけだお」、「ひかみ」、「きのさき」）で整備した。



桜の季節、川辺に集う人々

提供：兵庫県県土整備部



ふるさと桜づつみ回廊

出典：兵庫の桜 HP

【事例】河川とまちをつなぐ～最上川フットパス構想（山形県・最上川）

最上川では、河川の美しい自然と周辺の自然や歴史・文化等の観光資源を「フットパス（歩くことを楽しむための小径<sup>こみち</sup>）」で結び、自然に親しみながら多様な体験ができ、歩く楽しみのある空間整備が進められている。

フットパスの計画は、山形河川国道事務所、市町村、地元住民等の協働により検討された。特に川辺のコースでは、川を渡ったり、水に触れたり、環境学習をしたり等、最上川の自然を体験できるようにしている。また、整備後の維持管理も市民団体、商工会等と連携して行われる。

フットパスは、歴史、文化、自然、食等、地域の魅力を歩きながら十分に感じることができることから、地域に密着した観光利用と地域活性化の促進が期待されている。



フットパスの構想

出典：山形河川国道事務所 HP



歴史ある街並みを歩く



川辺の木道

### 【事例】舟運の賑わいのある水辺～通航のハード、ソフト面の整備（東京都・荒川）

東京の水辺では、浅草、浜離宮、お台場、葛西臨海公園等の観光地を隅田川や荒川等で結ぶ水上バスが運行されている。夜には隅田川やお台場等で数百の屋形船が出る等、都市の水辺の賑わいをみせている。

また、大規模な災害が発生した場合、船舶による救援・復旧、日常の物資輸送等でも、河川は活用されることとなる。

荒川下流河川事務所では、災害時の船舶による資機材の運搬等のための施設設備や日常のレジャー活用等で安全・快適に水面利用ができるようなルールづくりや情報の提供等様々な取組みを進めている。

#### 【主な取組み】

- ・リバーステーション（緊急用船着場）の整備。平常時には水上バスの発着場としても利用する。
- ・通航ルール「船舶の通航方法」の施行。
- ・「河川運行情報図」の作成・公表。

### 【事例】川らしい景観を考えよう

いくら水辺空間の利用を求める声が多いからといって、単に階段護岸を整備したり、人工的な公園になってしまったりしては、その川らしさが失われてしまう。

水辺空間の整備に際しては、その河川や地域の景観と調和した「さりげなさ」が大切である。



幾何学的で人工的な公園

出典：川の親水プランとデザイン



「歴史を見つめた」というデザインにしてはあまり歴史が感じられない階段護岸

出典：川の親水プランとデザイン

## 【参考】河川を利用したレクリエーションと観光

河川を利用したレクリエーション活動は多様であり、その歴史は長い。

例えば大宝2年(702年)の戸籍記録に長良川の鶺鴒飼いの記述が残されているし、江戸時代には、隅田川での屋形船や花火が名物となっていた。最近ではカヌーやラフティング等のスポーツもさかんに行われている。

河川は人間のレクリエーション活動の重要な場であり、観光資源としても活用されている。

河川の空間利用を促し、河川景観の魅力を向上するためには、護岸や遊歩道等のハード面の施設を整備するだけでなく、活動をしている組織や人々と連携し、河川利用のルールづくりやプログラムづくり、人材育成等、ソフト面のサポートを行うことも大切である。

ここでは、河川におけるレクリエーション活動や観光資源としての河川空間の活用事例を紹介する。

### 街並み観光と河川

河川周辺の武家屋敷、商家、蔵屋敷等の街並みは、そこを流れる河川と一体化することによって魅力を増しており、街並みに調和した河川の存在が街並み観光地を支えている。

古川町(現岐阜県飛騨市)の街並みと水路  
江戸時代に農業用水としてつくられた瀬戸川の水質を改善し、白壁の土蔵に調和した改修が行われた。



出典：河川を活かした観光振興事例集

### 温泉地と河川

河川周辺に立地する温泉地には、温泉街と河川を修景的に調和させたり、露天風呂等河川空間の中で温泉を楽しませたりして、魅力的な空間を形成している事例がみられる。

城崎温泉(兵庫県)  
温泉街の中心を流れる大谿川は、桜や柳の並木とともに温泉情緒を醸し出す。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 自然地域と河川

渓谷、峡谷、滝等、河川は様々なかたちで観光資源となっている。美しい渓谷と名橋が組み合わせることで名勝が生まれている。渓谷を走る観光鉄道、船下り等、自然資源としての河川は、楽しみ方も多様である。

### トロッコ列車(京都市)

保津川に沿って走る嵯峨野観光鉄道のトロッコ列車からは、溪流の景観が楽しめる。



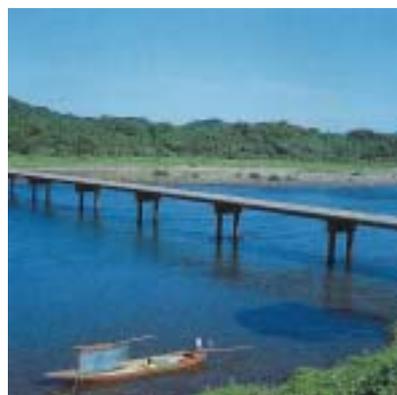
出典：河川を活かした観光振興事例集

## 郷土景観と河川

田園地域を流れる河川や、人々の生活の中で息づいている河川は、ほっとする風景を構成する。渡し船、野菜の洗い場、子供の遊び場等も郷土景観に奥行を与える重要な地域の資源である。

### 清流四万十川(高知県)

美しい清流の流れる四万十川には、沈下橋、伝統的な漁法等、昔ながらの郷土景観が残されている。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 都市観光と河川

都市の河川は、公園、遊歩道等と一体となって市民の憩いの場を提供している。運河、堀割、水路等の水質浄化し、良いデザインの護岸を整備することにより、優れた観光資源となっている事例が各地に見られる。

リバークルーズ、遊覧船、橋梁や閘門、水門等の近代的土木遺産となっている構造物も、都市河川の魅力を再発見する資源である。



### 元安川(広島市)の遊覧船

原爆ドームのほり元安川を航行する遊覧船。

出典：河川を活かした観光振興事例集

## 水面活動と河川

河川の水面は、鶺鴒飼、観光川下り、やな等の観光活動の他、釣りや水浴、カヌー、ラフティング等多様なレクリエーションの場として活用されている。

### ラフティングの急流下り

近年、各地で行われるようになったラフティングは、新しい観光メニューになっている。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 河畔活動と河川

河川敷や堤防は、日常のジョギングやサイクリングの場として、各種水上レクリエーションの活動拠点として、またオートキャンプ場等の利用の場として幅広く活用されている。

### 河川敷のディキャンプ

自然の河川敷でキャンプをしながらカヌーを楽しむのも、河川ならではの楽しみ方である。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 祭り・イベントと河川

河川敷の広大な空間は花火大会や各種スポーツ、朝市等様々なイベント等の会場として利用される。

また、伝統的な祭事等では河川が神聖な場として利用されることがある。

### 西条祭りの川入(愛媛県西条市)

西条祭りのクライマックスは、多数の屋台が加茂川をわたる川入である。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 学習と河川

河川は、自然、治山治水、生態系、環境、歴史、農漁業、近代遺産等多様な学習素材を提供してくれる。

自然学習、社会学習のほかエコツアーの場としても重要性を増している。

### 仲間川のエコツアー(沖縄県)

熱帯の原生自然が残る沖縄県西表島では、河川を利用したエコツアーが催行されている。



出典：河川を活かした観光振興事例集

## 5.2 地域活動・地域コミュニティによる河川景観の魅力の向上

地域の活動の中で、草刈りやゴミ拾い等、様々な河川の維持管理が行われ、それによって河川景観が保全されている場合も多い。また、地域におけるコミュニティの形成やそのコミュニティに引き継がれている様々な文化や行事等も河川景観と密接な関係を有している。

地域の人々による様々な活動や地域のコミュニティのあり方が、河川景観の保全とその魅力の向上に大きな役割を果たしていることを理解することが大切である。

### 5.2.1 地域活動による河川景観の保全

河川景観の保全に際しては、河川愛護活動や河川美化活動等、市民の力が大きな役割を果たしている。そして、このような活動を通じて、市民の河川に対する関心や愛着が高まり、ゴミの投棄の防止等河川空間の愛護意識が向上する。

また、ヨシ原の管理等、地域の共有財産としての河川空間における人々の営みそのものが河川景観を保全している場合もある。

市民の地域活動による河川の維持管理を促進し、河川景観を保全していくことが大切であり、そのためには、市民の意識を向上していくための環境教育等の取り組みが重要である。

国土交通省では、昭和 49 年度より、毎年 7 月を河川愛護月間と定め、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とした運動を展開している。

昭和 63 年度からは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行う市民に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に開放する等、河川愛護団体と地元市町村、そして河川管理者である国土交通省や都道府県の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、市民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成をはかるための「ラブリバー制度」を創設する等、河川美化・愛護運動の面から市民との様々な連携活動が行われている。

また、近年は、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの機運の高まり等を受けて、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、河川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになっている。

美しい河川景観や安全で快適な河川空間を保全するためには、地域住民等による普段からの河川への高い関心や愛着が不可欠であることから、河川の維持管理にあたっては、このような地域や市民の力を活用し、河川管理者と地方公共団体や市民、企業等が適正な役割分担を行って実施することが大切である。

一方、ヨシ原等のような地域の共有財産を地域住民が共同で維持管理することによって

特徴ある地域の景観が継承されている例もある。ヨシを地域特産品として活用しつつ、ヨシ焼き等の維持管理を地域の風物詩として継承することによって、地域の環境や景観が守られてきている。かつては全国各地に普通に見られた里地・里山が地域の経済活動の枠組みから外れる中で失われていったように、河川におけるこうした人々の営みも消えつつあったが、近年、このような活動が見直されてきていることから、河川景観の保全のための仕組みとして、積極的に位置づけていくことも必要である。

#### 【事例】ラブリバー制度による河川の美化活動（広島県・馬洗川）

江の川水系馬洗川にある十日市親水公園は、平成2年7月にラブリバー区間に認定され、平成4年3月に十日市地区の各団体および公園の利用団体が中心となって環境整備実行委員会が設立された。以来「ラブリバー制度」のもと河川敷の整備が進み、地域と一体となって魅力ある水辺空間をつくろうとボランティアによる河川美化活動を展開している。

市民は、ほぼ毎月、河川敷利用団体により美化活動を行っているが、春と秋の年2回、全体の美化事業として公園、花壇等のゴミ拾いや草取りを実施している。また、春秋の花の種まきやサツマイモ掘りは、子どもたちの楽しみとなっており、環境学習と共に貴重な体験活動となっている。

#### 【事例】アドプト・プログラムによる清流の復活（栃木県・茨城県・鬼怒川・小貝川）

アドプト・プログラムとは、地域住民が河川の清掃、除草、花壇整備等を行い、河川管理者や地方公共団体がその支援を行う、市民と行政との協働プロジェクトである。

下館河川事務所では平成14年に「アドプト・プログラム鬼怒・小貝」を創設した。市民が河川のゴミ清掃、草取り、桜並木の手入れ等を行い、地方公共団体および河川管理者が、清掃工場へのゴミの収集運搬、清掃用具等の貸付、アドプトサインの設置等を行うといった役割分担がなされている。



提供：関東地方整備局

### 【事例】人々の生活の営みによる河川景観の継承（宮城県・北上川<sup>きたかみがわ</sup>）

河川が、洗い場やヨシ刈り等人々の生活の一部にとけ込み、そこを利用する人々により維持管理されることで、良好な河川景観が維持されている事例がある。

北上川の河口付近（宮城県北上町）には「日本の音風景百選」にも選ばれた日本有数のヨシ群落がある。

かつて家の屋根が茅葺き屋根だった時代には、このヨシ原は集落毎に管理する共有財産であった。冬になると集落総出で刈り取り、屋根を葺き替えていったが、時代の流れと共に途絶えていった。

現在では、北上川のヨシ原は数少ない職人集団により管理が行われている。ヨシ原は冬に刈り取られ、春には火入れを行い新しいヨシが育ちやすいようにする。毎年変わらず繰り返されるヨシ刈りと火入れの風景は、ヨシ原の環境と美しい景観を保っている。

なお、日本の音風景百選は、平成 8 年に全国各地で人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残しておきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義があると認められるものを認定したものである（3-54 頁参照）。

「北上川河口のヨシ原」は、「川面を渡る風がヨシのすれ合う音を誘い、風の強弱に合わせていろいろな音色を醸し出し、水鳥の鳴き声とのハーモニーが何ともいえずすばらしい」として、そのひとつに選定されたものである。



出典：みやぎ北上川今昔

### 【事例】地域の風物詩となっているヨシ焼き（利根川<sup>とねがわ</sup>・渡良瀬遊水地<sup>わたらせ</sup>）

阿蘇山や奈良・若草山の山焼き、河川のヨシ焼き等、その地域の環境を保全するための維持管理が、地域の風物詩になっている事例は多い。

本州最大級のヨシ原をもつ渡良瀬遊水地では、ヨシに寄生する害虫の駆除、野火による周辺家屋への延焼防止、貴重な湿地環境の保全を目的として、地域や市民団体等と協働し、毎年、ヨシ焼きが行われている。

3 月下旬に行われるヨシ焼きには多くのアマチュアカメラマンも集まり、春を告げる風物詩となっている。



提供：関東地方整備局

### 【事例】河川への理解を深める環境教育（宮崎県・大淀川<sup>おおよどかわ</sup>）

宮崎市では、約 20 年前から大淀川を使った環境教育を先進的に行っている。平成 3 年からは大淀川流域市町村の児童が集まり、大淀川で水質調査や水生生物の観察、河川清掃等の河川に関わる具体的な体験活動を行い、自分たちが暮らす流域や河川について話し合う「大淀川学習」を継続して行っている。

平成 9 年に開催された第 7 回「北諸子どもサミット<sup>きたもろ</sup>」では、魚の放流や水質検査、水生生物の観察調査、ろ過装置の作成、イカダ下りの見学等、大淀川での体験学習やその実践発表が行われている。

このような活動を通じて、子どもたちの大淀川への理解を深めるとともに、河川浄化の意識や、自然愛護の心を培うことをねらいとしている。さらに郷土の環境についても関心を高め、よりよい郷土づくりの実践的な態度を育てることも考えられている。

## 5.2.2 民間活力の活用

特に都市域においては、河川空間を活用した企業等の活動が、河川とまちの賑わいのある河川景観の形成や保全につながっている事例がある。

河川景観の魅力を向上させるためには、企業等と積極的に連携し、効率的な事業運営等の民間活力を活用することも大切である。

親水河岸や公園、道路と一体的に整備するだけでなく、そこで人々の活動が繰り広げられることで、河川とまちの賑わいのある河川景観が形成される。特に都市域においては、地元商店街等による河川をテーマにした民間組織の活動が、河川とまちの賑わいのある河川景観を生み出している事例もあり、民間による景観誘導も有効な仕組みである。河川管理においては、日常からこのような民間組織と連絡をとりながら、協働していくことが必要である。

### 【事例】新町川ボードウォーク（徳島県・<sup>しんまちがわ</sup>新町川）

徳島市の新町川では木製の遊歩道（ボードウォーク）が整備され、遊歩道に接して建物が建っている。遊歩道の整備前は建物が河川に背を向けていたが、今では、河川側に入口を設けた建物が現れ、河川とまちの表情が変化し、賑わいが生まれてきた。

このボードウォークは、河川の裏手の<sup>ひがしせんば</sup>東船場商店街振興組合が商店街の活性化をねらったもので、デザインは地元の建築家が実施した。

ボードウォークでは、地元の「しんまち・21世紀まちづくりユニオン」が主催し、パラソルを一般の人に有料で貸し出し、フリーマーケット等様々な用途に活用する試みがなされている。



新町川ボードウォークとパラソルショップ

提供：三宅正弘

**【事例】まちづくり会社によるプロデュース（石川県・御祓川<sup>みそぎがわ</sup>）**

石川県七尾市を流れる御祓川では、河川を活動拠点とした民間のまちづくりプロデュースが進められている。七尾市、商工会議所、地元金融機関、商業者によって設立された「七尾まちづくりセンター株式会社」と、地元企業等が出資した「株式会社御祓川」であり、前者がハード、後者がソフトを受け持っている。

センターでは、御祓川周辺の旧十二銀行を改装して「寄合所御祓館」とし、ギャラリーと研修施設を備えたまちづくり事務所とした。この2階でまちづくりをプロデュースしているのが「株式会社御祓川」である。同社は、御祓川周辺に吸引力の高い空間・店舗の配置をプロデュースしたり、まちづくりの担い手や商業者を育成したりするとともに、御祓川再生に向けた啓発や市民運動のサポートを進めている。

### 5.2.3 河川文化の伝承

地域に形成されているコミュニティや、そのコミュニティの中で先人達から伝えられ、今も引き継がれている地名、伝承、芸能、行事、信仰、風習等には、その河川や地域の成り立ちや履歴等が色濃く反映されているものが多い。

これらはまさに「河川文化」と呼ぶことができるものであり、この河川文化を引き継ぐことによって、河川景観の特徴を引き継ぎ、あるいは失われた河川景観の記憶を蘇らせることが大切である。

河川の景観は、治水や利水等を通じた河川周辺や流域の人々の河川・水との関わりの履歴を反映したものである。

それぞれの地域特有の河川・水との関わりから生まれた知識や技術、信仰等が、様々な仕組みや制度となって地域の地縁、血縁の中で受け継がれ、地域の文化や風土を形成している。

地域の歴史や文化が反映された河川の景観を保全していくためには、これら地域の人々と河川・水との関わりを知り、そこから生まれた河川文化を継承する（場合によっては復元する）ことが必要である。

河川や地域の成り立ちや履歴を語り継ぐものとしては、例えば、以下のようなものをあげることができる。

- ① 郷土史誌、河川・流域史誌等に記された歴史
- ② 水を軸とした地域コミュニティ（水防団、水害予防組合、土地改良区等）
- ③ 地名や淵の名前、橋の名前等の様々な名称
- ④ 口伝、伝承、伝説、言い伝え
- ⑤ 書画、詩歌、音楽等の芸術、芸能
- ⑥ 信仰、祭礼、行事、風習
- ⑦ 写真、映像

これらの中には、時間とともに風化したり、変化したりしていくものも多く、正しく語り継ぐことが必要である。なかでも地名について、土地の開発や改変、市町村合併等によって安易に新たな地名が生み出されるようなことはできるだけ避けるべきであろう。

【事例】河川を中心とした地域誌としてまとめられた荒川下流誌（東京都・埼玉県・荒川<sup>あらかわ</sup>）

荒川では、昭和 5 年に完成した放水路（現在は荒川本川）を取り巻く流域の歴史的・社会的環境の変遷等について整理した「荒川下流誌」が、平成 17 年 2 月に出版された。荒川に関わる書籍については数多く出されているが、放水路を中心とする地域誌としては、初の試みであった。荒川に詳しい各界の 27 名の専門家が執筆している。



「荒川下流誌」は、河川周辺地域で活躍する方々による誌上座談会やコラム等もあり、読み物としても楽しいものとなっている。

また、河川周辺の学校や図書館に寄贈され、誰もが荒川について学ぶことができる。

【事例】水を軸とした地域コミュニティとしての水防団

河川や水を軸として形成されてきた地域のコミュニティの例としては、水防のための水害予防組合や農業水利のための水利組合等があり、現在では水防団や土地改良区として引き継がれてきている。木曾三川下流部の輪中やオランダのポルダー等は、地理的な水防の単位が地域社会そのものを形成している典型的な事例と言えよう。



岐阜市水防連合演習風景

提供：田中尚人

水防活動は、治水事業と車の両輪として洪水から地域を自衛するための重要な減災活動である。この水防活動は、明治時代の水害予防組合法により、かつては、地域の水害特性に応じて組織された水害予防組合等がその任を担ってきたが、戦後の水防法により、水防の責任は市町村が有することとなり、水害予防組合の多くは解散し、実際の水防活動は、市町村が設置した水防団もしくは消防団（兼任水防団）が行うこととなった。

しかし、地方公務員の特別職である水防団員・消防団員の数、なかでも専任の水防団員の数は年々減少が進むとともに、通勤等により普段は地域にいないサラリーマン団員の増加や団員の高齢化等の問題が生じ、地域の防災力の低下が深刻化してきている。

こうしたことから、水防活動の実際やその重要性を周知するため、全国各地で水防演習が実施されているほか、ハザードマップ等の防災情報の提供がはかられてきているが、これらを通じて地域の人々がこうした活動に関心を高めていくことが大切である。

### 【事例】水害と闘い続けた輪中にみる地名の成り立ち（岐阜県）

地名は、地域の地形や自然あるいは歴史や人物、産業等に因んでいるものが多いことから、地名の由来を知ることは、その地域の空間構造や履歴を知ることであり、その地域の景観を彷彿とさせるものでもある。

岐阜市西南部は輪中地帯として知られ、木曾三川が引き起こす洪水によりしばしば大きな被害を受けていた。

岐阜県安八郡輪之内町<sup>わのうちにちよう</sup>は、昭和 29 年の町村合併で「仁木村」、「福東村」、「大藪町」が合併して新たに発足した町であるが、その由来は、輪中の中にあった福東村が文字通り「輪之内」と呼ばれていたことに由来している。

また、現在は平成の大合併により岐阜県海津市となった旧平田町は、昭和 30 年に今尾町と海西村が合併する際に、土地が平坦な水田地帯であることを表すとともに、江戸時代の木曾三川改修工事である宝暦治水の功労者であり、薩摩藩の家老平田鞆負<sup>ひらたゆきえ</sup>に因んで命名されたものである。

薩摩藩士の偉業を称え、その恩恵や感謝の念を後世に伝えたいとの願いが込められたものであった。

これらはいずれも比較的新しい地名であり、戦後の市町村合併によって新たな地名を創出した例ではあるが、地域の特性や歴史を継承し、輪中特有の地域景観を蘇らせるものとなっている。

### 【事例】地域の行事として伝え続けられる水の神（岐阜県・長良川<sup>ながらがわ</sup>）

岐阜市の長良川右岸にある葛懸神社<sup>かつらがけ</sup>のみそぎ祭りは、毎年 12 月 10 日に行われ、別名「池の上のはだかまつり」とも呼ばれている。祭神である阿賀多明神は水の神とされ、このまつりも水のまつりである。裸になった氏子たちが、穢れを負ってくれる神男<sup>しんおとこ</sup>を中心に厳寒の長良川に飛び込んでもみあうことによって、過去 1 年間の穢れを払い、無病息災を願う行事である。

### 【事例】地域の人々の信仰がまもった縫ノ池（佐賀県・縫ノ池）

佐賀県白石町にある「縫ノ池」は、かつては清水がコンコンとわき出ている池であったが、1960年代以降の高度成長期に、水資源供給のために深井戸を掘って地下水を大量にくみ上げたため、湧水が涸渇し干上がってしまっていた。

それから40年後の2001年、再び水がわき出た。これは、水環境の整備によって筑後川の水が白石に供給されるようになって、飲料水と農業用水の幾分かをまかなうことができ、地下水のくみ上げを減らすことができたからである。

しかし、なぜ水のない「縫ノ池」を40年間も埋めてなかったのだろうか？

地域の人がいうには「弁天堂」があったからだという。弁財天は、水と武芸と財の女神である。かつて地域の人々が水の大切さを信仰に託して縫ノ池のほとりに弁天堂を祀り、それを信仰し続けたのである。

干上がった縫ノ池をどうしようか三夜講といわれる寄り合いでも議題には出るが、その都度、そのままにしておこうということになったそうである。言い換えれば、縫ノ池をそのまま保全することが合意形成されてきたといえる。

池を埋め立てずに守り続けた人々の信仰と、地域社会の仕組みに守られ、縫ノ池はかつての姿を取り戻すことができたのである。

### 【事例】水害をもたらした石の街並み（兵庫県・阪神大水害と石垣）

昭和13年の阪神大水害では、住吉川や芦屋川等、六甲山から流れ出る河川の周辺に大きな被害をもたらした。水害の置きみやげは、山津波とともに押し寄せた巨大な石の残骸であった。水害の復旧作業は巨石との闘いでもあった。被災地では、こうした石に水害の記憶を刻み、記念碑として残した。また、石の処理を行うとともに、水害の経験にもとづく屋敷の嵩上げや屋敷塀として、これらの石が使われ、石垣が築かれていった。これらの石垣は、記念碑以上の迫力をもって、水害をいまに伝えている。



水害でもたらされた石を利用した屋敷塀（神戸市）



阪神大水害の記念碑（神戸市）

出典：石の街並みと地域デザイン

【事例】伝統行事の舞台を整備～流しびな護岸（鳥取県・千代川<sup>せんだいがわ</sup>）

わが国では、河川を恐れ敬い、川祭り等の要素も含めながら、河川への信仰が人々に浸透していった。そのひとつに流しびながある。人の形をした紙の人形である形代（かたしろ）に穢れを託して河川に流す厄払いの行事が古くからあり、これが流しびなの始まりといわれている。

千代川が流れる鳥取県鳥取市では、鳥取県の無形文化財に指定された流しびなが旧暦の3月3日に行われている。棧俵に紙びなと古くなったひな人形をのせ、菱餅やご馳走に桃花や柳の枝をそえて千代川の清流に放ち、1年間の罪・けがれを払い無病息災を願うのである。

この水辺では、流しびなを行いやすいよう、現地の河原石を用いた緩傾斜護岸が整備されている。



流し雛

出典：国土交通省 HP

### 5.3 河川の維持管理と河川景観の保全

河川景観は、自然の営みや人々の営みによって形成されるが、自然の営力を受けて常に変化しつつ、一方で、人為的に適度な維持管理が行われることによって保全されるものである。

河川の維持管理については、河川管理施設等の機能を維持するための、いわゆる河川管理のほか、里山のように人が利用しながら、適度に手を加えることで河川環境を維持する管理もある。

こうした河川の維持管理を通じて、地域の人々とともに時間をかけながら、その地域に根ざした、多様で美しい河川景観を保全することが大切である。

#### 5.3.1 河川の維持管理の果たす役割

河川の維持管理は、河川管理施設等の機能の維持管理や水量、水質、河川空間の維持管理等、多岐に及ぶものであり、これによって治水や利水の機能が維持されるとともに、河川の自然環境の保全がはかられている。

河川の維持管理は、以下のような役割も有しており、こうした維持管理を通じて、河川景観の保全をはかっていくことが大切である。

- (1) 投棄されたゴミの除去や施設等の破損の補修等の直接的な景観の保全・改善
- (2) 治水・利水の機能の維持や自然環境の保全を通じたその川らしい景観の保全
- (3) 河川空間の美化や適正な利用を通じた人々の意識の向上にともなう景観の保全

河川管理者が行う日常的な維持管理には、除草等河川管理施設等の機能の維持管理、水量や水質等水環境の維持管理、ゴミの不法投棄対策等河川空間の維持管理等があげられる。こうした維持管理は、河川の治水や利水の機能、河川空間の適切な利用あるいは良好な河川環境や河川景観を維持するうえで重要な役割を果たしている。

こうした維持管理が十分でないと、ゴミ等の投棄が進み、河川景観の悪化や人々の川離れを招き、それがまたゴミの不法投棄に結びつく等の悪循環が生じる。また、草や木が無秩序に生えたと、水辺に近づけなくなる等、利用に支障を来したり、安全性や防犯上の問題が生じたりもする。

また、ヨシ原のように、地域の共有財産として市民が主体となって管理を行ってきたところもあるが、こうした里山的な管理が、地域の環境や景観を守り育ててきている。

これまで、維持管理は治水面、防災面を主な目的として行われる場合が多かったが、地域に根ざした河川景観を育むため、市民等と協働し、河川景観に配慮した維持管理を進めることが必要である。

### 5.3.2 河川の維持管理における河川景観への配慮

河川管理者は、日常的な維持管理の実施に際して、常に良好な河川景観の保全の視点から、特に以下の点に留意して、その地域や河川景観の特性に応じた適切な維持管理を行うことが大切である。

- (1) 生物の生息・生育場の機能の保全
- (2) 河川管理施設等の弾力的運用による景観の保全・改善
- (3) 河川管理施設等の景観設計と維持管理との整合性

河川の維持管理に際しては、河川整備計画や河川環境管理基本計画等に定められている河川景観の目標を踏まえ、実施していくことが必要であるが、特に、以下の点に留意するものとする。

#### (1) 生物の生息・生育場の機能の保全

草刈りや樹木の伐採等を行うにあたっては、生物の生息・生育機能を損なわないように留意することが、その川らしい、自然な河川景観を保全することにもつながる。また、在来種の保全とともに、日本的な景観を保全する観点からも外来種対策を行うことが望まれる場合がある。

#### (2) 河川管理施設等の弾力的運用による景観の維持・改善

国土交通省では、平成 9 年度よりダム下流の河川環境の保全を目的とした既設ダムの弾力的管理試験に取り組み、治水や利水の機能に支障を来さない範囲で、維持流量の増量放流やフラッシュ放流を行っている。これはまさに既存施設の有効な運用・管理による河川景観の改善方策のひとつである。

#### (3) 河川管理施設等の景観設計における整合性

河川に様々な河川管理施設等を設置するに際しては、当該地先の空間的な特性を踏まえるとともに、一連区間において統一的な思想のもとに設計や維持管理を行うことが必要である。

特に、色の塗り替え等補修を行う際には、当初の景観設計の思想の継承についても留意する必要がある。

具体的には、例えば以下の点に留意することが大切である。

- 護岸等において統一的な景観設計を継承するに際しては、安易に素材や形状をまねるのではなく、当初の景観設計の思想を十分理解したうえで、その思想を継承することを基本とする。
- 周辺の状況が当初の景観設計を行った時点とは大きく変化している場合があるので注意する。特に、周辺に重要な景観がある場合、それとの調和に十分留意した

設計を検討する。

- 橋梁等の色を塗り替えるに際しても、当初設計時の設計思想を考慮し、それを踏襲することを基本とする。



当初、景観設計した護岸\*

当初の景観設計では、石の積み方、水際線への植生の導入、護岸の高さを緩和するために途中に段を設け草を生やす等の工夫がされている。



素材や形状のみを真似た護岸\*

護岸の表面は似ているが、石が張られたものであること、水際の根固めが露出していること、高さを緩和する工夫がないこと等、当初のデザインの思想が活かされていない。

当初のデザイン思想が引き継がれていない例

#### (4) その他の留意事項

その他、維持管理に際しては、以下の点にも留意する。

- 案内板等各種サインを整備する例が増えているが、時間とともに破損したり、文字等が見えなくなったりしているものも多い。こうした破損したサイン等は、用をなさないだけでなく、景観を阻害し、河川空間に対する印象を悪いものとしがちである。このため、日常の点検の中では、こうした破損したサイン等にも注意し、速やかに補修する等の対策を行うことが必要である。
- 河川改修時に発生する石材は、昔からの石積護岸の補修用として活用することができるので、それらを適切にストックする仕組みをつくるのが大切である。その際には、例えば、地方公共団体や他行政部局と連携し、高速道路の高架下等の空地を活用することが考えられる。



落書きされたり破損したりして見えにくくなった看板の例 \*

### 【事例】草刈りの工夫（千葉県・<sup>ねこな</sup>根木名川）

水際の植生は水辺の植物や虫や鳥等多くの生物にとっての生息・生育環境を提供しているが、それはまた、川らしい景観を演出しているものでもある。したがって、堤防の安全性確保や河川空間利用のための草刈りを行うにあたっては、こうした水際の植生が担う機能の保全には十分に配慮するものとする。

千葉県を流れる根木名川では、生物の繁殖期に配慮した草刈りを行っている。水際のヨシはオオヨシキリ等の繁殖に配慮し7月下旬まで刈り残している。草刈りの実施にあたっては、時期や手法を明記した簡素な草刈り要領図を作成している。



水際のヨシを刈り残すことで、オオヨシキリの営巣が確認された（根木名川）

出典：河川植生の基礎知識

### 【事例】外来種アレチウリの対策（長野県・<sup>しなのがわ</sup>信濃川）

外来種は、もともとの日本の動植物の生息・生育環境を脅かすとともに、河川景観も変化させてしまっている。

信濃川の十日町地区「水辺の楽校」では、アレチウリが繁茂して在来の植物を覆ってしまい、この区域に生息するミヤマシジミの幼虫が食べるコマツナギ等の植物への影響が懸念された。そこで、河川管理者、地方公共団体、市民が連携し、アレチウリの駆除を毎年継続的に実施している。

### 【事例】ダム弾力的管理（北海道・<sup>いざりがわ</sup>漁川）

北海道の漁川では、ダム下流の約 10km の無・減水区間において、流量感のある川らしい景観を再生するため、7月～9月の期間に 90 万 $\text{m}^3$ の容量を活用して、維持流量 0.3 $\text{m}^3/\text{s}$ の放流試験を行い、効果をあげている。



出典：ダムの弾力的管理による下流河道環境改善手法

#### 【事例】統一性のある樋門・樋管の景観設計（武雄河川事務所）

河川に構造物を設置する際、構造物単独としては、いくら優れた設計・意匠であったとしても、その河川空間の全体構造や景観的な特徴と整合したものでなければ、チグハグとした印象の違和感のあるものになってしまう恐れがある。

特に、樋門や樋管のように、数多く設置される施設については、一連区間においてその景観設計の基本的な方針を定めておくことが望ましい。

武雄河川事務所では、「樋管上屋景観設計基本方針」を定め、樋門・樋管の景観設計の統一をはかっている。

例えば六角川<sup>ろっかくがわ</sup>では、「目立たなくさせることにより周囲の田園風景と調和させる」ことを基本方針とし、基本形式は「寄棟屋根を基本とし」「フラットな面に吹きつけ」とした統一性のある設計を踏襲している。

#### 【事例】景勝地の景観を保全するデザインコード（長野県・梓川<sup>あづさがわ</sup>）

梓川が流れる上高地は、中部山岳国立自然公園に指定され日本有数の景勝地として名高い。しかし、そこは土石流災害の危険箇所でもあり、戦後幾度も土石流災害が発生している。道路が寸断され観光客が上高地に閉じこめられたこともあった。

多くの観光客を迎える上高地では砂防対策が必要である。梓川の砂防対策は、上流から運ばれ堆積した土砂の二次移動を制御することと、周辺観光施設への氾濫を防止することの、主として二つの目的で行われている。前者のためには帯工が、後者のためにはコンクリートの護岸が設置されている。

帯工は、ケショウヤナギの保全のため流路を固定しないよう工夫され、構造物の表面にはコンクリートが露出しないよう玉石がはられている。コンクリートの護岸は、修景のため表面を蛇籠で覆い、蛇籠の中詰材には河床材料と同じ石を用いている。これらの工法は、環境庁（当時）との協議のうえ採用されている。

その地域の材料を用いた統一したデザインを採用することで、自然公園の中でも人工構造物の違和感の少ない景観が保たれている。

### 【参考】色の塗り替え等の補修時における設計思想の継承

橋梁や、水門・樋門といった河川構造物は、その補修を行うに際して、色の塗り替えをすることが多々ある。

その際、当該施設の当初の設計思想や周辺の河川空間との整合性を考えずに、派手な色に塗り替えたり、絵を描いたりすると、それまでに醸成されてきた河川景観が損なわれてしまう恐れがある。

したがって色の塗り替え等に際しても、安易にアンケート等の結果のみを元に色を決定するのではなく、きちんとした専門的な知識をもとにした検討結果も考慮し、当初の設計思想を継承していくことが大切である。

### 【参考】河川における外来種対策

生物の多様性の保全は、現在では国際的にも国内でも重要な社会的目標となっている。

その中で、外来種は生物の多様性を保全するうえでもっとも大きな脅威のひとつとして認識されている。外来種の一部が野生化し、侵入先の在来種を補食、競争、病害等によって減少させたり、在来種と交雑することにより在来種の絶滅の可能性を高める等の問題を引き起こすことがこれまで数多くの事例から明らかにされているからである。このような状況の中、わが国では、平成 17 年 10 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行された。

河川における外来種対策については、平成 10 年に「外来種影響・対策研究会」が設置され、「河川における外来種対策に向けて(案)」と「河川における外来種対策とその事例」がまとめられており、河川における外来種対策の参考になる。



河川における外来種対策にむけて (案)



河川における外来種対策の考え方とその事例

## 5.4 河川敷地の占用や工作物の設置許可と河川景観の保全

河川敷地の占用や工作物の設置等における河川管理者による許可に際しては、河川整備計画や河川環境管理基本計画で定められている河川景観の目標像等を踏まえ、良好な河川景観の保全に努めることが大切である。

### 5.4.1 河川敷地の占用の許可等の果たす役割

河川敷地の占用や工作物の設置許可等については、『河川敷地占用許可準則』、『工作物設置許可基準』、『河川区域内における樹木の伐採・植樹基準』等の準則等が定められ、河川の景観や自然的、社会的環境との調和を損なわないようにすることが方針等として定められている。

河川敷地の占用の許可等を行うに際しては、これら準則等における方針に従い、河川空間の利用のあり方や施設の景観設計等を適切に誘導することにより、河川景観の保全をはかることが大切である。

河川敷地の占用や工作物の設置等の許可等に際しては、河川景観への配慮事項を検討し、良好な河川景観の保全に資するよう審査することが必要である。

河川敷の公園においてパステルカラー等による舗装等を行うと、地域の景観との調和が損なわれることとなりかねないため、その地域や河川景観の特性に配慮することが必要である。

一方、京都・鴨川の納涼床は、一定の期間のみ設置を認める仮設工作物として設置されているものであるが、長い歴史の中で、まちなみとの調和に配慮した許可の基準を定めること等により、地域の歴史・文化に根ざし、地域の景観にとけ込んだものとなっている。



京都・鴨川の納涼床

仮設の占用施設だが、その河川、地域の歴史・文化を継承する、地域の風格となる景観が形成されている。

提供：田中尚人



河川敷の公園利用の中で採用されたカラー舗装であるが、河川景観の観点からは違和感を与えている。

出典：川の親水プランとデザイン

#### 5.4.2 景観に配慮した河川敷地の占用の許可等の基本的な考え方

河川敷地の占用の許可等に際しては、河川整備計画や河川環境管理基本計画で定めた河川景観の目標像等をもとに、許可を行うに際しての基本的な考え方をあらかじめ定め、チェックリスト等を用いた確認のための体制を整えておくことが望ましい。

河川敷地の占用の許可等に際しては、「6章 河川景観の調査と計画」で整理したその河川景観の良いところを阻害していないか、河川景観の目標と矛盾していないか等のチェックを行うことが望ましい。

そのためには、あらかじめ各河川において、許可等における基本的な考え方、チェック体制、チェックリスト等を検討しておくことが必要である。

チェック項目としては、例えば以下の点が考えられる。

##### (橋梁)

- ・周辺景観になじむようにする。
- ・河川改修に伴いいくつもの橋梁を掛け替える場合には、統一感のないバラバラのデザインの橋梁にならないようにする。
- ・橋詰め広場や小公園の設置等により、兩岸の結節点としての機能に着目したデザインとする。

##### (縦断占用する道路)

- ・主な視点場からの圧迫感を緩和する。

##### (兼用工作物の天端道路)

- ・河川と接する部分のガードレールや街灯等のデザインにも留意する。
- ・河川側に緑地や樹木を設ける。
- ・堤内地と河川との間の安全で快適なアクセスに配慮する。

##### (高水敷利用)

- ・その河川景観の情調にあったものとする。例えば、自然的な景観を有するところでは、人工的な利用施設は整備しない。
- ・高水敷等への植栽に関しては、極力外来種を導入させないようにする。

##### (利水施設)

- ・周辺景観になじむようにする。
- ・自然的な景観の中で人工構造物が目立たないように、施設の規模や形状に配慮し、控えめなデザインとする。



まちのシンボルである城を隠してしまう橋梁  
の上のやぐら。\*



兼用道路のガードレールに挟まれた河川。\*



河川寄りに、人が快適に歩ける緑道を設  
けている。\*

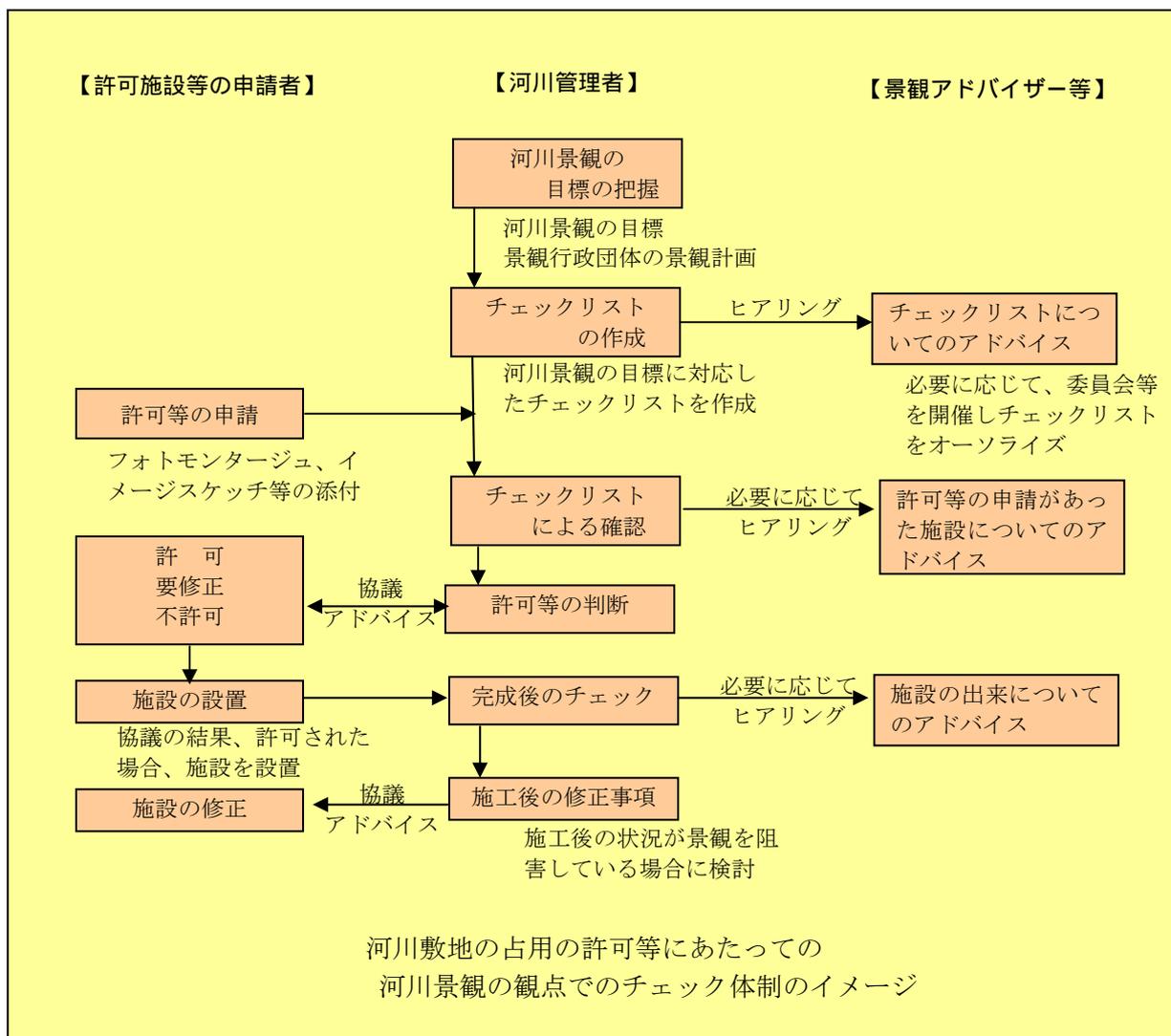


歴史的な川沿いの街並みの景観に配慮した  
遊歩道と柵。\*



大規模な上屋を造らず、目立たないように  
した取水堰。\*

以下には、「河川敷地占用許可準則」等に基づいて行われる河川敷地の占用の許可等にあたって、河川管理者があらかじめ検討しておく河川景観の観点からのチェック体制のイメージの一例を示す。



【事例】<sup>のうりようゆか</sup>納涼床（<sup>かみがわ</sup>京都府・鴨川）

鴨川の納涼床は、京都の夏の風物詩として知られ、毎年5月～9月の間、約2kmの河川敷に70～80軒の床が連なり、多くの人が食と情緒を楽しんでいる。

この鴨川の納涼床は、近世初期に持ち運びが可能な床几を河原や中洲においたのが始まりで、寛文年間（1661～72）の河川改修後、足の長い束柱をもった高床式の納涼床が河岸から張り出される形になった。その後、一時は洪水や戦争のために消滅していたが、昭和25年以降毎年出されるようになった。

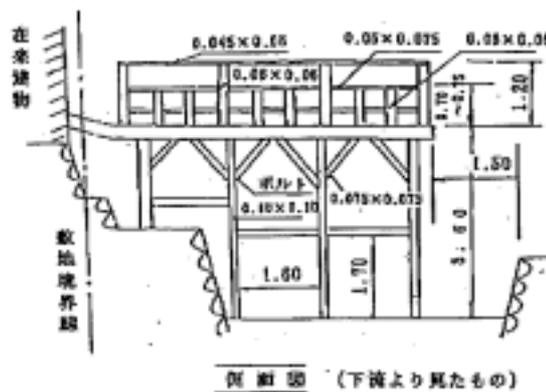
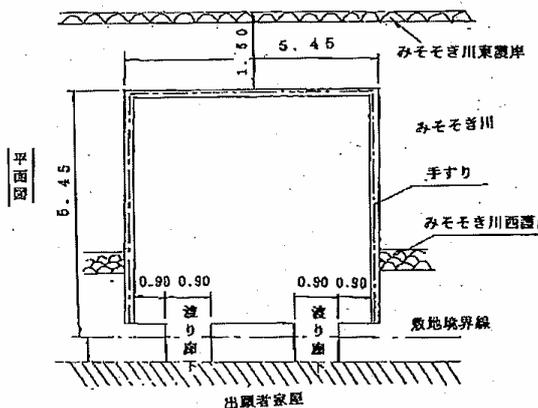
この納涼床は、一定の期間のみ設置を認める仮設工作物として設置されている。一般的には、このような施設の設置は認められないものであるが、床が室町時代以来の伝統的文化であること等から、例外的に設置が認められ、夏の京都を演出している。



提供：田中尚人

昭和25年に復活した当初は、欄干を朱塗りにしたり、床の脚を舟型にしたりする等、鴨川の風致にそぐわない床が見られたことから、京都府は27年に「鴨川納涼床について」の通達で、「鴨川納涼床許可標準」を示した。45年には、床の高さや柱の材質、2階建ての禁止等を規定した「鴨川筋の河川区域内における工作物の設置について」が適用されている。

鴨川独特の伝統的景観は、こうした地域の歴史・文化を踏まえた施設設置の考え方を定めることによって継承されてきているのである。



納涼床許可に際しての添付図面の見本  
(鴨川納涼床許可標準)

参考：水辺におけるアメニティの変遷に関する研究

## 【参考】河川敷利用に関する「規制緩和」

### 河川敷地占用許可準則の改正(平成 17 年 3 月)

平成 17 年 3 月、「河川敷地占用許可準則の一部改正について」の通達が行われた。この改正は、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じており、河川敷地の利用についても多様な要望があること等を背景に、河川敷地利用の選択の幅を広げ、地域社会におけるこれらの動きを支援するため、河川における治水、利水機能の確保や河川環境および河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用の、より一層の推進をはかるためのものであった。

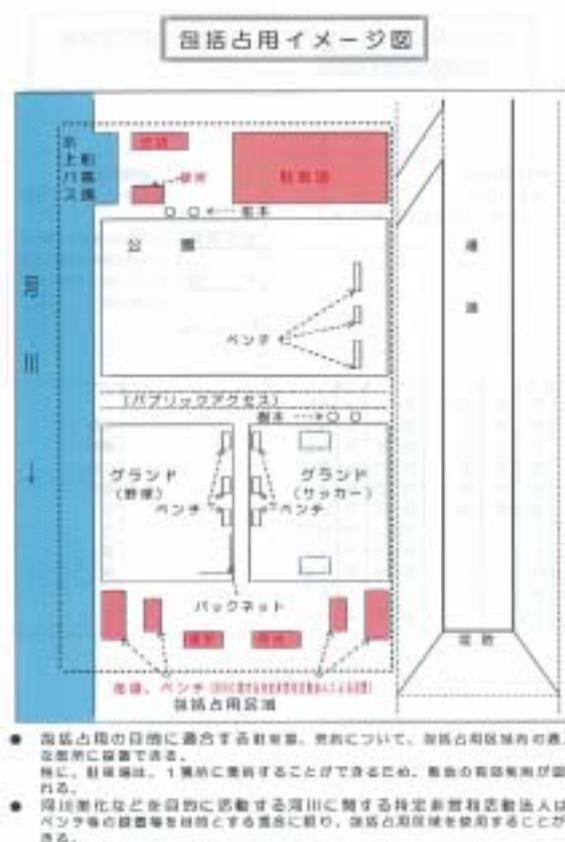
主な改正の内容としては、占用施設をその性格に応じて 6 分類から 8 分類に見直したこと、河川敷地の利用に対して地元市町村等の主体性が尊重され、市町村の参画できる範囲を拡大するための措置としての包括占用制度についてその改善をはかったこと等である。

また、景観法の制定を受け、景観行政団体が景観重要公共施設における良好な景観の形成に必要な基準として、河川区域内の土地の占用の許可基準を定めた場合にはこれに従うべきことを明記している。

### 包括的占用制度

平成 11 年 8 月の「河川敷地占用許可準則」の改正では、河川環境・景観に配慮しつつ、河川敷地の利用方法を地域の多様な要望に応えるものとするため、まちづくりの中心的主体である市町村が、占用許可を受けたあとに、河川敷地の具体的利用方法について、地元住民の意見を聞きながら段階的に決定できる制度として、「包括的占用許可」の制度が創設されている。

平成 17 年 3 月の同準則の改正では、この包括占用の特例の適用を促進するため、包括占用許可の対象の拡大、占用施設と一体をなす工作物として認められている駐車場や売店について、治水、利水、河川環境上支障のない範囲での自由な配置等、同制度の改善がはかられている。



提供：国土交通省

### 【事例】包括占用による多目的区民広場の設置（東京都・<sup>しんながわ</sup>新中川）

不法耕作が著しかった新中川では、平成 14 年に物置小屋、柵等の工作物を撤去して、水辺のフェンス設置やクローバの種まき等の高水敷の整備を行った後、市民が有効活用できるよう、東京都で初めて「包括占用制度」による占用許可を江戸川区に対して行った。

右下の写真に示した「新中川フェスタ」は、地元住民に新中川の利用を考えてもらう契機になればという目的で、江戸川区が平成 15 年 6 月に主催したものである。包括占用許可を取得したあとは、清掃等の日常的な管理は江戸川区で行い、市民にはグランドゴルフやウォーキング等に利用されている。



不法耕作が著しかった高水敷

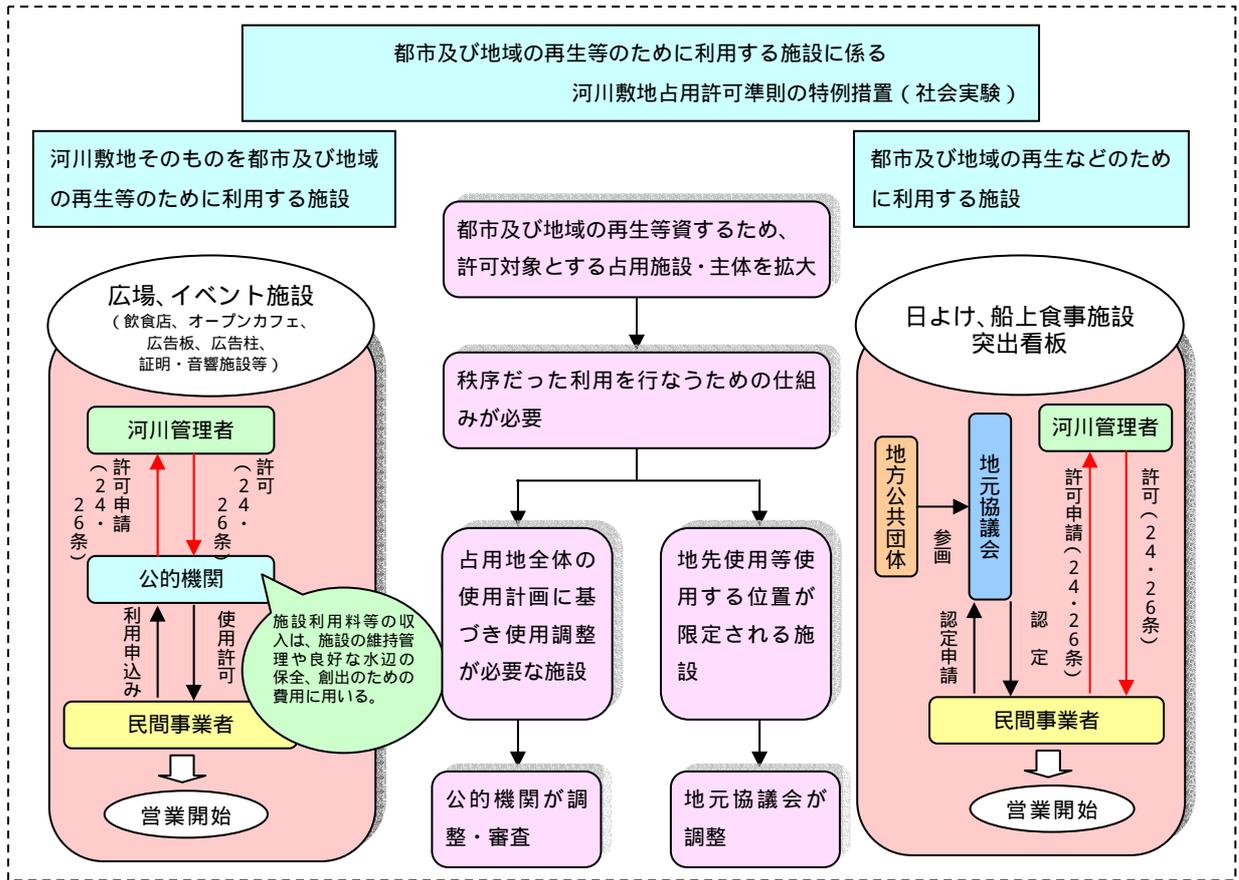


平成15年6月に開催した「新中川フェスタ」

出典：東京都第五建設事務所 HP

### 河川敷地利用を促進する社会実験（河川敷地占用許可準則の特例措置）

平成 16 年 3 月、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の事務次官通達をはじめとする 4 つの通達が出された。これらの通達により、都市再生プロジェクト、地域再生計画またはこれと同様の全国的な計画等の中で、社会実験として一定の条件下ではあるが、河川敷地をオープンカフェ等として利用することが認められることになった。これにより、河川管理者は、河川環境や景観等に配慮しつつ、河川敷地について、各河川の実態に即して適正かつ多様な利用を推進することとなっている。なお、この特例措置は、社会実験として河川敷地におけるカフェテラスの利用を認めるものであり、占用許可期間は特に 3 年以内で当該河川の様態や占有の態様等を考慮して適切に定めることとされているものである。



【事例】河川周辺の遊歩道における社会実験（大阪府・道頓堀川）

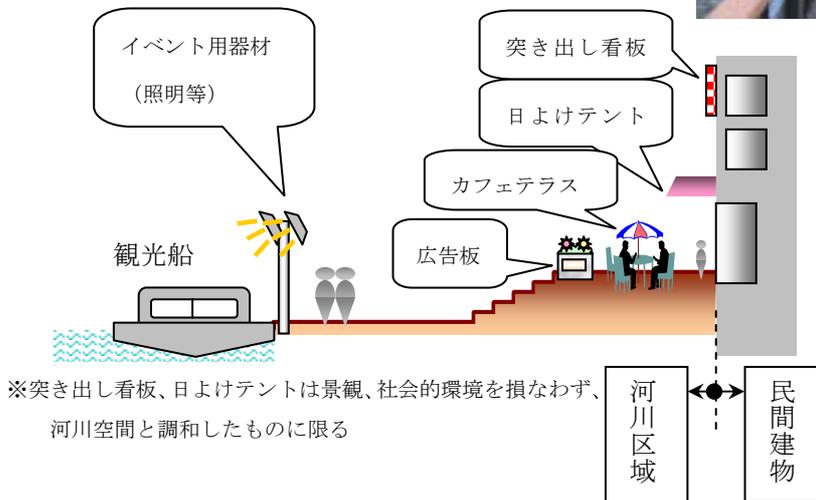
平成16年3月の河川敷地占用許可準則に関する特例措置を受け、道頓堀川や太田川においてこの特例措置を実施する社会実験区域が指定された。

道頓堀川では、都市再生プロジェクトの施策を展開するにあたり、道頓堀川両岸に新たな賑わいのある水辺遊歩道空間を創出するため、民間活力を活用したオープンカフェやイベント等の実施が計画されていた。

特例措置の適用を受け、道頓堀川周辺の遊歩道、とんぼりリバーウォークでオープンカフェ等営利施設の設置が認められることとなった。



とんぼりリバーウォーク \*



提供：大阪市

【参考】河川敷地占用許可準則等における景観に関する事項

河川敷地の占用の許可等の行為に際しては、『河川敷地占用許可準則』や『工作物設置許可基準』が定められている。これらの準則等にはいずれも「景観」を考慮することの重要性がうたわれているが、具体的な考え方や手法までは示されていない。

準則等において景観に関連する部分を抜粋すると、次のとおりとなっている。

河川区域内における樹木の伐採・植樹基準

景観に関する  
主な記述

(基本方針)

第四 樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。ただし、その際、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するものとする。

対象行為と景観  
に関する記述

樹木の伐採

(一般的基準)

第五 樹木が治水上等の支障となると認められた場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから準じ伐採することを基本とするものとする。ただし、樋門等の河川管理施設に対して根が悪影響を与えていると認められる樹木は、これを除去する等の対策を講じるものとする  
(2、3 略)

植樹

(植樹の特例)

第十五 次に掲げる植樹で、数値解析、水理模型実験等により治水上支障とならないと認められるものについては、この章の規定に係わらず、植樹することができるものとする。  
一洪水の流勢の緩和等の治水上の必要性から行う植樹  
二生態系の保全、良好な景観形成等の環境上の必要性から行う植樹  
三親水施設等の安全対策として行う低木の植樹

管理

(記載無し)

## 河川敷地占用許可準則

### 景観に関する 主な記述

#### (河川整備計画等との調整についての基準)

- 第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に関わる計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。
- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

#### (土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

- 第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それと調和したものでなければならない。
- 2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

### 対象施設

河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

- ・公園、緑地又は広場
- ・運動場等のスポーツ施設
- ・キャンプ場等のレクリエーション施設
- ・自転車歩行者専用道路 等

公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- ・道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものも含む）又はトンネル
- ・堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ・水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ・地下に設置する下水処理場または変電所
- ・公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設 等

地域防災活動に必要な施設

- ・防災用ヘリコプター離発着場又は待機施設
- ・水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設 等

河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

- ・遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ・河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ・地下に設置する道路又は公共駐車場 等
- ・売店（周辺に商業施設がなく、地域づくりに資するものに限る。）
- ・防犯灯 等

教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- ・河川教育・学習施設
- ・自然観察施設
- ・河川維持用具等倉庫 等

河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- ・公共的な水上交通のための船着場
- ・船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む）
- ・荷揚場（通路を含む）
- ・港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設 等

住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- ・通路または階段
- ・いけす
- ・採草放牧地
- ・事業場等からの排水のための施設 等

周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- ・グライダー練習場
- ・モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場 等

上記の施設と一体となった必要な施設

- ・駐車場（当該施設周辺の騒音抑制、道路交通の安全上の確保上やむを得ない場合に限り）
- ・売店、船着場と一体となった料金所、待合所、案内板等

## 工作物設置許可基準

### 景観に関する 主な記述

#### (基本方針)

第三 工作物の設置の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする

(一～三 略)

四 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわない場合

五 河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について（昭和 58 年 6 月 28 日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう」が定められている場合）あっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

#### (設置等の一般的基準)

第四 工作物の設置等にあたっての一般的基準は次の通りとする。

(一～七、九 略)

八 付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全に配慮するものとすること。なお、工事を施工するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

### 施設ごとの景観 に関する記述

堰  
水門及び樋門  
橋 } : 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする

水路 : 高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする

取水塔 : 取り付け護岸は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする

揚水機場及び排水機場  
伏せ倒し  
管類塔  
光ファイバケーブル類  
集水暗渠  
潜水橋  
道路  
自転車歩行者専用道路  
坂路  
階段  
安全施設  
架空線類  
河底横過トンネル  
地下工作物  
船舶係留施設 } (記載無し)

## 5.5 モニタリング

良好な河川景観を保全するためには、事業の実施中や実施後の段階、あるいは維持管理の段階において適宜河川景観に関するモニタリングを行うことが大切である。

### 5.5.1 モニタリングの果たす役割

河川景観は、河川管理施設等の整備により完成するものではなく、自然の営みや人々の営みにより常に変化しつつ、適切に維持管理されることによって保全されるものである。このため、事業の実施中や実施後の段階、あるいは維持管理の段階で適宜モニタリングを行い、その結果に基づいて、必要に応じて改善措置を実施することが大切である。

河川景観は、その形成と保全のための方策を実施すればそれで完成するというものではなく、自然の作用や人々の営みによって常に変化し、こうした変化を経て、その川らしい景観が育まれていくものでもある。

また、構造物や施設については、年月とともに、破損や色彩の変化等の劣化が生じ、それを放置しておくと、景観に大きな影響を与えることとなる。

こうしたことから、河川景観の形成と保全に際してモニタリングが果たす役割とは、以下のように整理される。

- ① 計画したとおりの方策が実施され、当初設定した河川景観の目標が達成されたかどうか、その河川の重要な景観要素等が保全されているかどうかを評価・検証することにより、問題がある場合には立ち止まって、必要に応じて適切な改善方策の実施をはかる。
- ② 景観が年月の経過とともにどのように変化しているかを観察・把握することにより、劣化しているような状況があれば、適切な改善や維持管理の実施をはかる。
- ③ 長期的な景観の推移を観察・把握することにより、それを踏まえた、新たな河川景観の形成と保全の方策を立案する。

【事例】釣り人たちと協働して、工事を見直し（栃木県・余笹川<sup>よまきがわ</sup>）

平成10年8月末に未曾有の大水害に襲われた栃木県・余笹川の災害復旧工事では、復旧工事が終わりつつある段階で、地元の釣り人や住民で組織する「郷土の河川環境と生態系を愛する会」から「ちょっと待った」との声があがり、「もっと自然の流れに近い形にして欲しい」との2000余名の署名をともなった要望があった。

事務所はその願いにすぐに対応し、改修を終えた区間の手直し工事を行うこととした。その際、日頃から河川を見ている会のメンバーが現場に立ち会い、「あの石はこっち、そこはもっと掘り下げて」とアドバイスをしながらの工事が進められた。

こうして、当初の工事では単調な流れになりかかったものを、河川を良く知る釣り人たちと協働することで、蛇行や石が適度に配置され、ところどころに深みのある本来の姿に近い余笹川が復活することとなった。



災害復旧による改修直後の状況  
提供：栃木県



アドバイスを受けて、再改修した余笹川  
提供：栃木県

### 5.5.2 モニタリングの視点と手法

河川景観のモニタリングでは、河川景観の目標やそれを表現した視覚的資料に対し、実際の現地の状況を調査することにより、目標とする河川景観が形成され、保全されているかどうかを評価するとともに、「景観アドバイザー」等の専門家の指導・助言や市民による点検等、幅広い視点からの評価を受けることが大切である。

なお、モニタリングによる評価の結果は市民等に公開し、意見聴取に努めることが望ましい。

河川景観のモニタリングに際しては、河川管理者をはじめとして川づくりに関わる人々が日々の巡視や日常的な触れ合い等の中で、常に「景観」を意識し、現地の状況を観察することが必要である。

また、それとともに、市民との連携をはかり、生活者や利用者としての市民の目を通して点検・評価を行うことも大切である。市民と連携したモニタリングの方法は様々考えられるが、例えば、平成 15 年度から国土交通省が試行している『川の通信簿』はそのひとつであり、積極的な活用をはかることが望まれる。

また、市民からの意見を吸い上げる仕組みの一例として、インターネットや目安箱を用いて、施工後例えば 1 年間程度意見を聴取し、その結果を公開して事業を見直していくということも考えられる。この場合、意見聴取を実施する期間は、事業の特性に応じて適宜設定することが必要である。

国土交通省や地方公共団体では、地域の実情に精通した公平な立場にある学識経験者等を「景観アドバイザー」として任命し、専門的な立場からの指導や助言を受けることとしている。モニタリングの実施にあたっては、「景観アドバイザー」等の専門家から指導・助言を受けることも大切である。

こうしてモニタリングした結果は、市民等に積極的に情報提供し、合わせて市民等の意見を広く聴取するよう努めることが望ましい。

【事例】川の通信簿

国土交通省河川局では、河川空間の親しみやすさや快適性を市民と共同で点検するため、「川の通信簿」を作成し、平成15年度から試行している。

ここでは、点検項目として「豊かな自然を感じますか」、「水はきれいですか」、「流れている水の量は十分ですか」、「ゴミがなくきれいですか」、「景色はいいですか」、「歴史・文化を感じますか」等15項目を抽出している。

この15項目について、現在の状況（良い・普通・悪い）や項目の重要性・緊急性等を点検し、最終的に「素晴らしい」、「相当良い」、「良い」、「悪い」、「相当悪い」の5段階での総合評価を行っている。

**事例3** **～川の親しみやすさの成績表～**  
**川の通信簿**

**個所名：矢作川 白浜公園**

**豊田市中心部の大きなスポーツ公園**

■ 白浜公園はこんな所

所在地	〒480-0131 豊田市中区白浜町1丁目30番4-402号
所在地	豊田公園内に出る、4車道
アクセス	西鉄三河線豊田駅から徒歩10分
面積	102,224㎡
管理官	豊田市
特徴	白浜公園は、約151㎡の面積にわたって、フットボール場、野球場、多目的広場などがある。併設する弓道場・テニスコート・11日公園を合わせた面積は約135,000㎡あり、豊田市中心部の大きなスポーツ公園である。
主な利用	スポーツ、レクリエーション、散歩
利用時間	約13,500人/日（7月27日（日））
年間利用人数	15人



■ 平成15年現在の成績表  
総合的な成績：☆☆☆（三つ星）  
普通

No.	点検項目	現在の状況			調査 必要 %	優劣			
		良い	普通	悪い		非常に 優秀	優秀	普通	下位
1	豊かな自然を感じますか	40%	47%	20%	39%	0	0	0	0
2	水はきれいですか	13%	60%	27%	59%	0	0	0	0
3	流れている水の量は十分ですか	100%	40%	0%	29%	0	0	0	0
4	ゴミがなくきれいですか	0%	27%	73%	100%	0	0	0	0
5	快適な環境がなくて残念ですか	20%	60%	20%	42%	0	0	0	0
6	景色はいいですか	37%	29%	14%	31%	0	0	0	0
7	歴史・文化を感じますか	7%	47%	47%	42%	0	0	0	0
8	周辺や沿川には、おつきやすいですか	40%	27%	7%	42%	0	0	0	0
9	水辺へ入るのしやすいですか	0%	40%	60%	77%	0	0	0	0
10	公園は利用しやすいですか	100%	13%	7%	31%	0	0	0	0
11	休憩施設や本屋は十分ですか	13%	33%	13%	69%	0	0	0	0
12	散歩はしやすいですか	17%	33%	0%	23%	0	0	0	0
13	トイレは使いやすいですか	0%	13%	40%	77%	0	0	0	0
14	案内看板はわかりやすいですか	0%	47%	100%	67%	0	0	0	0
15	駐車場は使いやすいですか	27%	100%	20%	31%	0	0	0	0

■ 特に良い点

- 園で行こう、少し暑くつくろいでみよう、と助けてくれる。
- 芝生等美しく、広々としている。
- 橋と河川敷の仕様ができていい。

■ 特に悪い点

- ゴミが落ちていて、
- 川へ下りるところが少なく、水辺に入りにくい。
- 園内利用の案内板が少ない。

■ 点検結果を受けた河川管理者のコメント

市の中心地に近いので人が集まりやすく、広々とした公園でスポーツやレクリエーションが楽しめます。五つ星にするためには、ゴミをなくすこと、案内看板の設置、水辺に入る工夫が必要です。

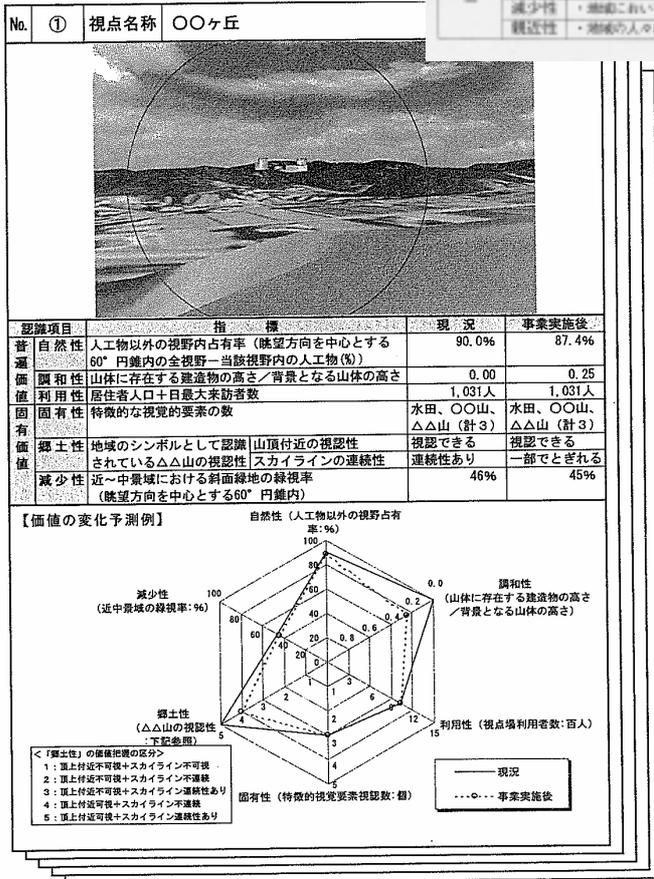
出典：国土交通省HP

【事例】環境アセスメントにおける景観評価

環境影響評価法に基づいた眺望景観の予測においては、現況と事業実施後における景観の認識項目について点数化を行い、その結果をレーダーチャートによって表現している。

表目-1-4 眺望景観の認識項目と代表的指標例および調査・解析方法

価値軸	認識項目	代表的指標例	調査・解析方法
普通価値	自然性	- 緑視率 - 人工物の視野内占有率	- 衛星画像を用いた物理量測定 - 衛星画像を用いた感量測定
	眺望性	- 視野量 (可視空間量・遮蔽度) - 視野角 - 視野構成 (仰・俯瞰、近・中遠景の構成)	- 現地での物理測定、感量測定
	利用性	- 利用容易度 - 利用のしやすさ - 利用者の属性の幅	- 現地での物理測定、感量測定 - 数値地形モデルの作成による可視解析、可視解析
	主観性	- 主要な興味対象の有無 - 興味対象の見込み角 (興味対象の水平・垂直方向の見えの大きさ) - 興味対象との間隔に依存する地形・施設・建物 - 視線の明確さ	- 地理情報システムからの読み取り - 現地調査による目視観察、視覚画像取得
	力量性	- 視距離 - 見入の面積 - 傾角 - 奥行き感 - 高さ/距離感	- アンケート調査 - ヒアリング調査 - カウント調査
	調和性	- 背景との色の対比 (暖色・涼色・鮮色) - 背景の支配的スカイラインの範囲の有無 - シルエット感 - 背景の支配線 (スカイライン) との対比的類似性 - 背景とのスケール比 - 興味対象との位置関係	
	統一性	- 視距離 (距離的類似性、色彩の類似性) - 施設量 (配置の相対性、リズム感)	
	審美性	- 美しさ (「普通価値」の概念的な相対)	
固有価値	固有性	- 他にはない独立した視覚的特徴	- アンケート調査
	歴史性	- 古い時代から継承されてきた歴史的特徴 - 歴史的変遷を想起させる視覚的特徴	- ヒアリング調査 - 資料調査
	郷土性	- 地域の風土として想起される視覚的特徴 - 地域のシンボルとして認識されている視覚的特徴	- 視覚画像を用いた感量測定
	親近性	- 地域において共有されている歴史的特徴 - 地域の人々に親しまれている歴史的特徴	- 現地での感量測定



眺望景観に対する影響 (「〇〇ヶ丘」からの眺望景観の価値の変化予測例)

出典: 環境アセスメントガイド自然とのふれあい

### 5.5.3 モニタリング結果の活用

モニタリングを行った結果、目標とする河川景観と実際の現地の状況の間に乖離が生じている場合には、その原因について分析を行い、事業や維持管理の見直しを行う等、必要に応じて改善措置を実施することが大切である。

モニタリングの結果、実施した方策に改善措置をはかる必要があると判断される場合には、維持管理において改善を行う、その事業の内容を修正する、河川整備計画等の計画にフィードバックする等の方策を検討・実施することにより、それを活用することが大切である。

#### 【事例】違和感のある巨石に覆土（佐賀県・<sup>かまがわ</sup>嘉瀬川）

当初施工されていた石積護岸は、周辺にない巨石を用い、石の隙間が乾燥して植物の生えない状態だったが、隙間に土を詰めることで周辺景観となじんだ緑の空間となった。



改善前 巨石が不自然

出典：まちと水辺に豊かな自然をⅢ



改善後 覆土して6ヶ月後

出典：まちと水辺に豊かな自然をⅢ

#### 【事例】施工後、岩を間引いて、自然なステップ&プールを形成（愛知県・<sup>かのうがわ</sup>加納川）

加納川では、巨石を用いてステップ&プールを形成する工事を行った。工事完成後、その巨石の配置が景観的に不自然だったため、岩を間引く手直し工事を2回行い、自然なステップ&プールに近づけている。



施工直後は石の配置が不自然

出典：まちと水辺に豊かな自然をⅢ



見直し工事をして、自然なステップ&プールを形成

出典：まちと水辺に豊かな自然をⅢ